

# 子育てのための施設等利用給付の認定について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、保育料とともに認定こども園(1号)の預かり保育や子育て支援センターの一時保育事業等の利用料も無償化の対象となりました。

**対象となるのは、両親ともに「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当する場合です。**

## 無償化の対象となる方、対象となる施設

認定区分	認定要件	対象となる事業	月額上限	備考
新2号 認定	<input type="checkbox"/> 3~5歳児 <input type="checkbox"/> 両親ともに保育の 必要性がある	認定こども園(1号)が行う預かり保育事業	11,300円	利用日数に応じて、月額の上 限額が変動します (450円×利用日数)
		子育て支援センターが行う一時保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業(すきやき たい)※送迎のみは対象外	37,000円	保育所、認定こども園に入所して いない方が対象です。
新3号 認定	<input type="checkbox"/> 0~2歳児 (満3歳児含む) <input type="checkbox"/> 両親ともに保育の 必要性がある <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯	認定こども園(1号)が行う預かり保育事業	16,300円	利用日数に応じて、月額の上 限額が変動します (450円×利用日数)
		子育て支援センターが行う一時保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業(すきやき たい)※送迎のみは対象外	42,000円	保育所、認定こども園に入所して いない方が対象です。

## 保育の必要性の認定基準

※両親ともに、下記のいずれかに該当していること

- ① 1ヶ月当たり64時間以上の就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居または長期入院している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備含む)
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧ その他、上記の事由に類する状態として認められた場合

(出産後1年以内であって、育児のため兄または姉の保育の確保が必要である等)

**無償化の対象となるためには、  
申請が必要です**

### 【提出書類】

- ① 施設等利用給付認定申請書
- ② 就労証明書(所定様式あり)、母子手帳の  
写し等

※こども園または役場子ども未来課に用意しています

※翌年度以降も引き続き保育の必要性を有していることを  
確認するため、毎年提出していただきます

**【提出先】** こども園／役場子ども未来課

**お問い合わせ先：本別町子ども未来課 ☎0156-22-8130**